

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム 株式会社ヒューマン・プライム 東京都中央区日本橋人形町 I-18-9 AT ビル 5F 〒103-0013 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 36協定届の新様式について

2021 年 4 月から 36 協定届の様式が 変更になります。

- ① 36 協定届における押印・署名の廃止 労働基準監督署に届け出る 36 協定届 について、記名は従来通り必要ですが、 使用者の押印及び署名が不要となり ます。
- ※36 協定届と協定書を兼ねる場合は、 使用者と労働者代表の署名又は記名・ 押印が必要です。



2 36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設 36協定の適正な締結のため、労働者代表(\*)についての チェックボックスが新設されます。

- ●管理監督者ではないこと
- ●36協定を締結する者を選挙することを明らかに した上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ●使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

以上を確認する内容となっています。

(\*) 労働者代表:事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

36 協定 新様式	時間外労働	動 に関する協定届		国内共   / / / / / / / / / / / / / / / / / /	校委号 / 被一折事業委会 /	
様式第9号 (第16条第1項関係)	休日労働	朝に因うる励だ曲	法人番号	#7 00000000		
事業の種類	事業の名称		事業の所在地(間	電話番号)	協定の有効期間	
上記協定の当事者である	クボックス る労働組合が事業場の全ての含る労働者の過半数を代表する。 チェックボックスに要チェック	者が事業場の全			平 (①については300時間ま ②については300時間まで) 2算日 月日) 記労働時間を所定労働時間を 記分の時間数 (任意)	
ある者でなく、かつ、「 悪、挙手等の方法による ないこと。 (チェ)		者を選出するこ あって使用者の 	とを明らかに	して実施される投	労働させることができる法定	
休 日 労働をさせる必要のある具体的 労 働 上記で定める時間数にかかわらず、時間外		東18歳 以上の者) いて100 時! 満でなけれ		定書を兼ねる場合に 働者代表 の署名又は	· = ·	です。
協定の成立年月日 年 月 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合) 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての: 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 る手続により選出された者であって使用者の意向に基 す 月	の選出方法( 労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記録 41 条第2 号に規定する監督又は管理の地位にある者 づき選出されたものでないこと。 □ (チェックボッ 日	成名 ) 高定の当事者である労働者 でなく、かつ、同法に規定		- 事業場の全ての労働者の過半数を代 (チェッ	ックボックスに要チェック)	

- ●施行日(2021年4月1日)前でも新様式を使用できます。また押印·署名がなくても届出することが出来ます。
- (注) 記名のみで届出する場合は、別途、協定書にて労使 双方の記名押印又は署名が必要です。
- ●施行日以降は新様式で届出を行うか、旧様式に直接チェック ボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転 記した書類を添付して届出を行うことが必要です。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。 12.03-5695-7700